45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
92GHzから94.4GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

○厚生労働省告示第二百九十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月十九日から適用する。

平成二十七年六月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。